

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	芦屋市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、母子保健事業において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和6年7月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく対象市民に対して、母親の育児不安の軽減と乳幼児の心安らかな発達の促進を図るため、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、乳幼児の身体・精神発達等の異常の早期発見と保健指導及び母親の育児不安の軽減を行うにあたり、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1, 保健指導 2, 新生児の訪問指導 3, 健康診査 4, 妊娠の届出の受理・届出に係る事実の確認 5, 母子健康手帳の交付・交付台帳の整備・再交付 6, 妊産婦の訪問指導 7, 低体重児の届出の受理・届出に係る事実の確認 8, 未熟児の訪問指導 9, 養育医療の申請受理・給付決定・給付処理 10, こども家庭センター業務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ、健康管理システム標準準拠システム

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システムファイル
未熟児養育医療給付台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項(利用の範囲)別表の70の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 別表省令第40条各号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち42、48、71、80、95、112、125、161の項 (表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち48、71、80、95、96の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター
②所属長の役職名	こども家庭・保健センター長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14番9号 芦屋市役所 こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I－5－②	越智 恭宏	近田 真	事後	
平成30年4月1日	I－5－②	近田 真	細井 洋海	事後	
平成31年4月1日	表紙 評価実施機関名	芦屋市	芦屋市長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	細井 洋海	健康課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども・健康部健康課	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14番9号 芦屋市役所 こども・健康部健康課	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	－	【様式変更に伴う記載内容追加】	事後	
令和1年12月11日	I－1－②	母子保健法に基づく対象市民に対して、母親の育児不安の軽減と乳幼児の心安らかな発達の促進を図るため、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、乳幼児の身体・精神発達等の異常の早期発見と保健指導及び母親の育児不安の軽減を行うにあたり、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 保健指導 2. 新生児の訪問指導 3. 健康診査 4. 妊娠の届出の受理・届出に係る事実の確認 5. 母子健康手帳の交付・交付台帳の整備・再交付 6. 妊娠婦の訪問指導 7. 低体重児の届出の受理・届出に係る事実の確認 8. 未熟児の訪問指導 9. 養育医療の申請受理・給付決定・給付処理	母子保健法に基づく対象市民に対して、母親の育児不安の軽減と乳幼児の心安らかな発達の促進を図るため、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、乳幼児の身体・精神発達等の異常の早期発見と保健指導及び母親の育児不安の軽減を行うにあたり、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 保健指導 2. 新生児の訪問指導 3. 健康診査 4. 妊娠の届出の受理・届出に係る事実の確認 5. 母子健康手帳の交付・交付台帳の整備・再交付 6. 妊娠婦の訪問指導 7. 低体重児の届出の受理・届出に係る事実の確認 8. 未熟児の訪問指導 9. 養育医療の申請受理・給付決定・給付処理 10. 母子健康包括支援センター業務	事後	
令和1年12月11日	I－2	妊娠届出台帳ファイル・母子手帳交付台帳ファイル 出生届出台帳ファイル 妊婦健診助成届出台帳ファイル 未熟児養育医療給付台帳ファイル	健康管理システムファイル 未熟児養育医療給付台帳ファイル	事後	
令和1年12月11日	I－3	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する手続(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用の範囲)別表第1の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条各号	1 番号法 第9条第1項(利用の範囲)別表第1の49の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第2省令」という。) 第40条各号	事後	
令和1年12月11日	I－4－②	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)別表第2の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。) 第30条第7号 (別表第2における情報照会の根拠)別表第2の70の項 別表第2省令第39条各号	番号法 第19条第7号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)別表第2の第26、56の2、69の2、87の項 別表第2省令第19条、30条、38条の3、44条 (別表第2における情報照会の根拠)別表第2の69の2、70の項 別表第2省令第38条の3、39条	事後	
令和1年12月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月11日 時点	事後	
令和1年12月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月11日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第26、56の2、69の2、87の項 別表第2省令第19条、30条、38条の3、44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の69の2、70の項 別表第2省令第38条の3、39条	番号法 第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第26、56の2、69の2、87の項 別表第2省令第19条、30条、38条の3、44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の69の2、70の項 別表第2省令第38条の3、39条	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項(利用の範囲)別表第1の49の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第2省令」という。) 第40条各号	1 番号法 第9条第1項(利用の範囲)別表第1の69の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第2省令」という。) 第40条各号	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第26、56の2、69の2、87の項 別表第2省令第19条、30条、38条の3、44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の69の2、70の項 別表第2省令第38条の3、39条	番号法 第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第36、71、86、112の項 別表第2省令第19条、30条、38条の3、44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の86、87の項 別表第2省令第38条の3、39条	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署②所属長の役職名 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用請求 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	①こども・健康部健康課 ②健康課長 総務部文書法制課文書統計係 こども・健康部健康課	①こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター ②こども家庭・保健センター長 総務部総務室総務課文書統計係 こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	10. 母子健康包括支援センター業務	10. こども家庭センター業務	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ、健康管理システム標準準拠システム	事前	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	I -3 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項(利用の範囲)別表第1の49の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第2省令」という。) 第40条各号	1 番号法 第9条第1項(利用の範囲)別表の70の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 別表省令第40条各号	事後	法改正等に伴う改正
令和6年5月27日	I -4 -②法令上の根拠	番号法 第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第26、56の2、69の2、87の項 別表第2省令第19条、30条、38条の3、44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の69の2、70の項 別表第2省令第38条の3、39条	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち42、48、71、80、95、112、125、161の項 (表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち48、71、80、95、96の項	事後	法改正等に伴う改正